小坂町景観計画 (概要版)

景観計画とは

景観計画とは、良好な景観の保全・形成を図るために、平成16年6月に施行された「景観法」に基づいて、対象とする区域(景観計画区域)、景観形成に関する方針、景観形成の基準、景観重要 建造物・景観重要樹木の指定の方針等を定めたものです。

景観計画の目的

小坂町の景観は、小坂鉱山を核とした鉱山町景観に加えて、市街地を取り巻く豊かな緑や十和田湖などの美しい自然景観に加えて、明治百年通りや近代産業遺産がおりなす歴史的な景観、国道282号沿道の市街地景観など、多様な要素から構成されており、これらが町域の特徴ある景観を形成しています。

しかしながら、これらの景観を良いものにしたい、残したいという思いはあっても町民共通の目標や具体的なルールがなく、また法的な実効性が必ずしも高くないため、土地の利用のしかたや建物の建て方への景観的な配慮を「お願いする」ことしかできませんでした。

「景観計画」では、このように美しく魅力ある景観を守り活かしていくとともに、潤いのある豊かな生活環境の創造や個性的で活力のある地域社会の実現により地域の健全な発展に寄与することを目的に、景観に関わるまちづくり施策の指針として策定するものです。

町の景観の将来像

鉱山が育んだ「小坂独自の文化」を

継承した景観づくり

上記の景観の将来像を実現するため、4つの基本目標を設定しました。

まもる (保全)

小坂に息づく自然、歴 史、文化が調和した景観 づくり

##

#

つくる(創造)

小坂の魅力を向上・発信 する景観づくり

なおす(修復)

小坂に暮らす人や街並み に配慮した景観づくり

いかす(活用)

小坂が誇る近代産業遺産 と人を活かした景観づく の 町全域を「景観計画区域」とします。

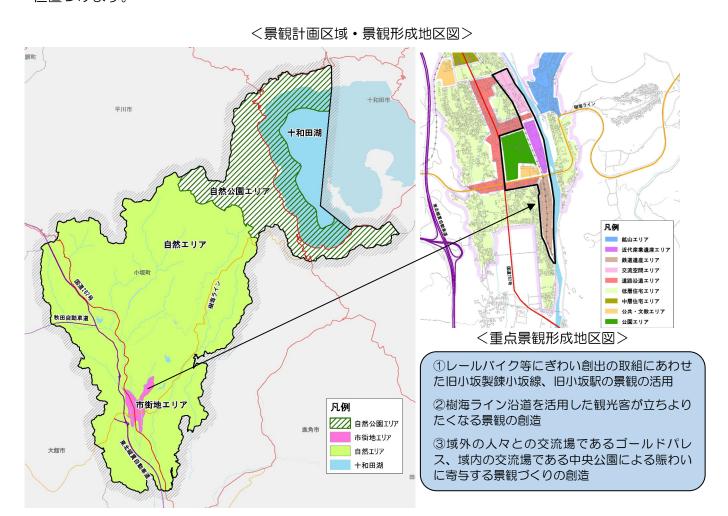
景観計画区域内における地区設定

景観形成に向けて建築物・工作物の整備などに対する基準を設ける際に全町域を1つの基準で扱うのではなく、自然環境や人の活動の状況に合わせた適切な景観形成基準を設定する必要があることから建築物や土地利用、植生などを背景とした景観の同質性から面的にまとまりのある範囲を地区として区分し、一定の方針やテーマのもとで景観づくりを進めます。

このため、景観計画区域について、土地利用や植生などを背景とした景観の同質性から面的にまとまりのある範囲を単位として、一定の方針やテーマのもとで景観づくりを進めるために、「十和田八幡平国立公園十和田八甲田地域に指定されている自然公園エリア」、「山林・集落地などを中心とした自然エリア」、「用途地域に指定されている市街地エリア」の3地区に区分します。

重点景観形成地区の設定

市街地エリア内の明治百年通り周辺には、本町を印象付ける「近代産業遺産」の建築物が集積し、良好な景観を形成しています。この歴史的な建造物の集積が織りなす景観の活用を図るため、明治百年通りを中心として、積極的に景観形成を図るべき地区として「重点景観形成地区」として位置づけます。



景観形成方針

景観形成地区及び重点景観形成地区について、4つの基本目標(「まもる(保全)」「なおす(修復)」「つくる(創造)」「いかす(活用)」)に則した景観形成方針を設定します。

<景観形成地区及び重点景観形成地区>

- 1 自然公園エリア
 - まもる (保全)
 - •国立公園の自然景観の保全

② 自然エリア

- まもる(保全)
 - ○森林景観の保全
 - ○稜線の眺望の保全
 - 〇水辺の保全
 - ○歴史的な景観の保全

- なおす (修復)
- ○身近な生活環境における景観の修復
- つくる (創造)
 - ○ゲート空間の景観の創造
 - ○水辺の景観の創造

③ 市街地エリア (一般市街地地区)

- まもる(保全)
 - ○河川の景観の保全
 - ○地区の伝統的な景観の保全
 - ○歴史的な景観の保全
 - ○巨樹・名木の保全
 - ○住宅地の良好な景観の保全
- つくる (創造)
 - 〇中心市街地としての賑わいの再生
 - ○樹海ライン沿道の景観の創造

- なおす(修復)
 - ○町営住宅の景観の修復
 - ○身近な生活環境における景観の修復
 - ○公共公益施設周辺の景観の修復
 - ○商店街の景観の修復
- いかす (活用)
 - ○公共公益施設の活用

4 市街地エリア (重点景観形成地区)

- まもる(保全)
 - ○歴史的建造物の保全
 - ○地区の伝統的な景観の保全
- つくる (創造)
 - ○樹海ライン沿道の景観の創造
 - ○中央公園における人と自然がふれ合う 場所の創造
- なおす (修復)
 - ○身近な生活環境における景観の修復
- いかす(活用)
 - ○景観を楽しめる空間づくり
 - ○旧小坂製錬小坂線の景観を活用する
 - ○近代産業遺産を活かした仕掛けづくり
 - ○季節・夜間の景観の活用

届出対象行為

景観形成方針に則して良好な景観形成を誘導していく観点から、各地区において以下の要件に該当する建築行為等を行う場合は、届出が必要となります。自然公園エリアについては、景観法による届出の必要はありません。ただし、自然公園法による許可・届出が必要となります。

■ 届出の対象となる行為

行為の種類		類	自然エリア (沿道地域を対象※)	市街地エリア(一般市街地地区)	市街地エリア(重点景観形成地区)
<建築物> 建築物の新築、増築、改築 もしくは移転、外観を変更 することとなる修繕もしく は模様替え又は色彩の変更		観を変更 繕もしく	高さ13m又は建築面積1,000㎡を超えるもの(増築又は改築後において高さ13m又は建築面積1,000㎡を超えるものを含せ。) 建築面積10㎡を超るもの(増築又は改後において高さ10を超えるものをむ。)		
大工作物の改革をとくは(大工作物の改革ををとくはのない。 大工作のの改革ををはるをできるが、のででは、のででは、のでででは、のでででは、のでででできる。 大型が、のででできるが、のでできる。 大型が、のでできるが、のでできる。 大型が、のでできる。 大型が、のでできる。 大型が、のでできる。 大型が、のでできる。 大型が、のでできる。 大型が、のでできる。 大型が、のできる。 大型が、のできる。 大型が、のでできる。 大型が、のできる。 大きる。 大型が、のできる。 大型が、のできる。 大型が、のできる。 大型が、のできる。 大型が、のできる。 大型が、 大きる。 大型が、 大きる。 大きる。 大きる。 大きる。 大きる。 大きる。 大きる。 大きる。 大きる。 大きる。 大きる。 大きる。 大きる。 大きる。 大きる。 大きる。 大きる。 大きる。 大きる。 ・ 大きる。 大きる。 大きる。 大きる。 大きる。 大きる。 大きる。 大きる。 大きる。 大きる。 大きる。 大きな 大きな 大きな 大きな もできる。 大きな もできる。 大きな もできな もできな もでもな		さく、塀、ケイ・ケードを発生等	高さ3mを超えるもの		
		煙突、記 弾等、が 発 で い が り 類 が と り れ い れ い れ い れ い れ い れ い り れ り れ り れ り	高さ13mを越えるもの		
		電波塔等、柱類	高さ30mを超えるもの		
<開発行 都市計画		都市計画 区域内	開発区域の面積が1,0 00㎡以上のもの	│ │ 開発区域の面積が1,000㎡以上のもの	
条第12 定する開		都市計画 区域外	開発区域の面積が1 h a 以上のもの		
		新設	高さ1.5m又は水平投影面積500㎡を超えるもの)
	用途を 廃止さ れた物 品	既存(500 ㎡以下)に 追加	追加後の規模:同上		
屋外に おける 物品の 集積又 は貯蔵		既存(500 ㎡超)に追 加	追加する部分の規模:高さ0.5m又は水平投影面積50㎡を超えるもの		
	一般資 材等の 物品	新設	高さ3m又は水平投影面積1,000㎡を超えるもの		
		既存(500 ㎡以下)に 追加	追加後の規模:同上		
		既存(500 ㎡超)に追 加	追加する部分の規模:高さ1m又は水平投影面積100㎡を超えるもの		
土石の採取、鉱物の掘採、 土地の区画形質の変更			面積3,000m以は法・擁壁の高さ3mを超えるもの		

※沿道地域:高速自動車国道、一般国道若しくは県道の用に供されている鉄道路線から展望することができる地域のうち、当該道路の境界線から200メートル内にある地域

◎届出の必要のない行為、区域

•[#]上記の届出対象行為に満たない行為、地場産業である鉱工業の振興に資する行為など、届出の必要がない行為及び区域の規定がありますので、小坂町景観計画の計画書でご確認ください。

景観形成基準

景観形成方針に則して良好な景観形成を誘導していくため、各地区における建築行為等は、以下に示す景観形成基準に則して行われることが求められます。

対象・	・事項	自然エリア (沿道地域を対象)	市街地エリア (一般市街地地区)	市街地エリア (重点景観形成地区)		
	位置	・優れた景観資源や伝統的建造物等に近接する場合は、その景観保全に配慮した位置とすること				
		・山りょうの近傍にあっては、 りょう線を乱さないよう、尾根 より低い位置とすること	・周辺及び敷地内の建築物などとの記と	問和に配慮した配置とするこ		
		・主要な展望地からの眺望や優れ た景観資源の眺望を妨げること のないような位置とすること				
		・道路境界線及び隣地境界線から 後退した位置とし、ゆとりのあ る空間を確保すること	・道路境界線及び隣地境界線からは、	できるだけ後退すること		
	色彩	・けばけばしい色彩とせず、落ち着いた色彩を基調とし、山並み、田園、伝統的建造物等周辺景観との調和に配慮すること	けばけばしい色彩とせず、できる 辺景観との調和に配慮すること	だけ落ち着いた色彩を基調とし、周		
		・色彩を組み合わせる場合は、選案物に落ち着きをもたせるため、使用する色彩相互の調和を図るとともに、アクセント色の使用に際しては、使用する量に十分配慮すること ・分配慮すること ・ 分配慮すること				
		・建築設備等の色彩は、建築物本体及び周辺景観との調和を図ったものとすること				
建築物	素 材 ・ 材料	・山並み、田園、伝統的建造物等周辺景観との調和に配慮し、かつ、隣接する建築物及び工作物との相互の調和にも配慮した素材・材料を使用すること				
		・建築物が山並み、田園等周辺景 観と調和し、良好な景観の保全 が図られるよう、敷地内の樹木 の配置及び樹種の構成を考慮し た植栽を行うこと	・敷地内においては、緑化に努めること			
	遮へい又は敷地の緑化	・敷地の周囲は、中・高木や生垣により緑化すること。また、道路から後退してできる空間は、 積極的に緑化措置を講ずること・敷地境界においては、緑化に努めること		3こと		
		・植栽に当たっては、自然植生を 考慮するとともに、周辺の樹木 との調和が得られる樹種とする こと・地域の特性にあった樹木の植栽に努めること				
	10	・既存の樹木等は、残すように配慮すること				
		駐車場は、道路等から直接見えないように周囲を緑化等により 遮へいすること	・建築物などが周辺に与える威圧感、 に樹木の高さ及びその配置に配慮す			
		・ 樹姿又は樹勢が優れた既存の樹木がある場合は、修景に生かすよう配慮すること				

対象・	・事項	自然エリア (沿道地域を対象)	市街地エリア (一般市街地地区)	市街地エリア (重点景観形成地区)
	· 位 置	・優れた景観資源や伝統的建造物等に近接する場合は、その景観保全に配慮した位置とすること		・歴史的近代遺産に近接する場合は、 その景観保全に配慮した位置とする こと
		・山りょうの近傍にあっては、りょう線を乱さないよう、尾根より低い位置とすること		
		主要な展望地からの眺望や優れたいような位置とすること		
		• 道路境界線及び隣地境界線から後	退した位置とし、ゆとりのある空間を	を確保すること
工作物(共通)	色彩	・けばけばしい色彩とせず、落ち着いた色彩を基調とし、山並み、田園、伝統的建造物等周辺景観との調和に配慮すること	・けばけばしい色彩とせず、落ち着いた色彩を基調とし、周辺景観との調和に配慮すること。ただし、鉱山の歴史を感じさせる色彩については、この限りではない	• 可能な限り、鉱山の歴史を感じさせ る色彩、ニセアカシヤの花の色を連 想させる色彩とすること
		・色彩を組み合わせる場合は、工作物に落ち着きをもたせるため、使用する色彩相互の調和を図るとともに、アクセント色の使用に際しては、使用する量に十分配慮すること		・色彩を組み合わせる場合は、工作物に落ち着きをもたせるため、使用する色彩相互の調和を図るとともに、アクセント色の使用に際しては、使用する量に十分配慮すること
	素材 ・材料	・山並み、田園、伝統的建造物等周 材料を用いること	・可能な限り、鉱山の歴史を感じさせ る素材・材質とすること	
	敷地の温	・敷地内は、できる限り緑化するとともに、敷地の周囲は、中・高木 や生垣により緑化すること。また、道路から後退してできる空間 は、積極的に緑化措置を講ずること		・敷地内は、できる限り緑化すること
	緑又化は	・樹姿又は樹勢が優れた既存の樹木	がある場合は、修景に生かすよう配	慮すること

対象・	・事項	自然エリア (沿道地域を対象)	市街地エリア (一般市街地地区)	市街地エリア (重点景観形成地区)
	色彩	・垣、さく及び塀は、けばけばしいを し、周辺景観及び敷地内の状況に配 のとれた色彩とすること		
I	素材・	・垣、さく及び塀は、樹木(生垣)、7 これにより難い場合は、周辺景観。 に工夫すること。道路に面して設 垣を主体としたものとすること		
工作物(個別①)	材料	・擁壁は、石材等の自然素材を活用しの調和に配慮した素材を用いるこの	し、これにより難い場合は周辺景観と上	
	緑化	・垣、さく及び塀は、生垣にできないと	/\場合は、前面又は壁面を緑化するこ	
		・擁壁は、前面又は壁面に修景緑化な	を図ること	
工作物	位置	・目立つ位置への建設はできるだけ指		
	敷地	・法面の造成、擁壁の築造にあたっ ⁻ 化などに努めること	ては、周辺環境との調和に配慮して緑	
(個 別 ②)	の 緑 化	・植栽に当たっては、自然植生を考慮が得られる樹種とすること	息するとともに、周辺の樹木との調和	

※個別①:垣(生垣を除く)、さく、塀、擁壁その他これらに類するもの

[※]個別②:煙突、排気塔その他これらに類するもの 高架水槽、冷却塔その他これらに類するもの/彫像、記念碑その他これらに 類するもの(屋外広告物を除く。)/電波塔、記念塔、物見塔その他これらに類するもの(屋外広告物を除く。)/柱類(屋外広告物を除く。)

対象・事項		自然エリア (沿道地域を対象)	市街地エリア (一般市街地地区)	市街地エリア (重点景観形成地区)
工 作 物	位 置	・目立つ位置への建設はできるだけ控えること		
前 財 ・道路から後退してできる空間は、施設の規模に応じた樹緑化や周辺の道路等からの遮へいを行うこと				
.	緑 化	植栽に当たっては、自然植生を考慮和が得られる樹種とすること	慮するとともに、周辺の樹木との調	

※個別③:観覧車、飛行塔、メリーゴーラウンド、ウォーターシュート、コースターその他これらに類するもの/コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの/石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵し、又は処理する施設/汚水処理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設その他これらに類するもの

対象	・事項	自然エリア (沿道地域を対象)	市街地エリア (一般市街地地区)	市街地エリア (重点景観形成地区)		
盟	緑化	・土地の区画形質の変更が行われた際には、緑化修景などの周辺環境との調和を図るために必要な措置を行うこと				
開 発 行 為	壁の造成	・法面の造成、擁壁の築造にあたっては、周辺環境との調和に配慮して緑化などに努めること				
屋外にお	置及び方法 集積又は貯	・主要な展望地や道路から見えないような(立置とすること	・集積又は貯蔵を始める位置は、公 衆が通行又は集合する道路などの 敷地境界からできるだけ離れた位 置とすること		
屋外における物品の	蔵の位	・敷地の境界から後退させ、かつ、集積又は貯蔵の高さをできるだけ低いものとし、積上げに際しては整然とし た集積又は貯蔵とすること				
品の 集 積	遮	・敷地の周囲は、常緑の中・高木による修り 遮へいを行うこと	景緑化や周辺の道路等からの	・敷地の周囲の植栽を行うなど、公 衆が通行又は集合する道路などの 場所からの遮へいに配慮すること		
集積又は貯蔵	へい	・遮へいに伴う植栽に当たっては、自然植会と	主を考慮するとともに、周辺の	樹木との調和が得られる樹種とするこ		
±	採取又は掘	・敷地の出入り口は、少なくすること・採取又は掘採に当たっては、道路に面した裏側から採取又は掘採する等周辺の道路等から見えないような方法を工夫するとともに、周辺景観への影響を緩和するように配慮すること・行為終了後において緑化が可能な形状となるようにすること				
土石等の採取又は鉱物の	選	・行為中において、山並み、田園、伝統的建造物等周辺景観への影響を緩和するように、敷地の周囲は常緑の中・高木等による緑化や周辺の道路からの遮へいに配慮すること ・敷地の出入り口は、少なくすること				
又は鉱	事後処置	・採取又は掘採後の法面等及び採取又は掘掘 置を講ずること	采に直接関係のない法面等は、	周辺景観と調和するよう早期に緑化措		
協の掘採		やむを得ず擁壁が生ずる場合は、周辺の 化を図ること	景観と調和した形態及び素材と	するとともに、前面又は壁面に修景緑		
		・緑化に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木との調和が得られる樹種とすること				
土地の区	変更後の形状	極端な形質の変更が行われないように工意配慮すること	夫するとともに、変更後の地形	が周辺地形との調和が図られるように		
		・やむを得ず法面が生ずる場合は、緑化可能・やむを得ず擁壁が生ずる場合は、周辺の影響				
形質	は敷	・行為地内の竹木は、保全するとともに、頻	製地の周囲は樹木等により、緑	化すること		
の区画形質の変更	雑せの緑火	・法面又は擁壁を含めて構造物等が生する場合は、自然素材を活用し、これにより難い場合は周辺景観との調和 に配慮した素材を用いること。また構造物等の前面又は壁面に、修景緑化を図ること				
	外化観又	・緑化に当たっては、自然植生を考慮する。	とともに、周辺の樹木との調和	が得られる樹種とすること		

景観資源等の質的向上に関する事項

町の景観を向上させるため、景観形成基準のほか、以下の事項について定めます。

① 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定

良好な景観づくりを進める上で重要となる景観資源を維持・保全するため、「景観重要建造物」及び「景観重要樹木」を指定します。

② 景観重要公共施設等の整備

良好な景観形成に寄与すべき公共施設を「景観重要公共施設」に指定して、景観形成を図るものとします。

良好な景観づくりを推進するために

本計画では、基本目標である「鉱山が育んだ『小坂独自の文化』を継承した景観づくり」という 視点に立ち、町民・事業者、行政が協力し合うための基盤となる「推進体制づくり」、行政による 「町民などの主体的な取り組みへの支援」、町全体として総合的で統一的な取り組みを進めるため の基本となる「ルールづくり」の3つを柱とした施策の展開に努めます。

① 景観計画の推進体制づくり

- ◆町民・事業者が主体となった組織の育成
- ◆小坂町景観審議会の設置

② 町民などの主体的な取り組みへの支援

◆景観づくりに関する情報の提供

③ 景観づくりに向けたルールづくり

- ◆事前協議制度の導入
- ◆重点景観形成地区における独自基準の設定
- ◆公共サイン計画の検討
- ◆景観条例の制定

小坂町景観計画(概要版)

平成26年3月

小坂町役場 建設課

〒017-0292 秋田県鹿角郡小坂町小坂鉱山字尾樽部37-2 TEL 0186-29-3910 FAX 0186-29-5481